

議案第 8 号

城陽市基金条例の一部改正について

城陽市基金条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出
(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市基金条例の一部を改正する条例

城陽市基金条例（平成19年城陽市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後																
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第241条第1項の規定に基づき、他の条例で別に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を、それぞれ同表の右欄に定める目的のために設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の名称</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふるさと城陽応援基金</td> <td style="text-align: center;">ふるさと納税制度による市のまちづくりに対する寄附金を積み立てること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	設置の目的	略		ふるさと城陽応援基金	ふるさと納税制度による市のまちづくりに対する寄附金を積み立てること。	略		<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第241条第1項の規定に基づき、他の条例で別に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を、それぞれ同表の右欄に定める目的のために設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の名称</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふるさと城陽応援基金</td> <td style="text-align: center;">ふるさと納税制度による市のまちづくりに対する寄附金<u>及び企業版ふるさと納税制度による地域再生法（平成17年法律第24号）に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に必要な寄附金</u>を積み立てること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	設置の目的	略		ふるさと城陽応援基金	ふるさと納税制度による市のまちづくりに対する寄附金 <u>及び企業版ふるさと納税制度による地域再生法（平成17年法律第24号）に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に必要な寄附金</u> を積み立てること。	略	
基金の名称	設置の目的																
略																	
ふるさと城陽応援基金	ふるさと納税制度による市のまちづくりに対する寄附金を積み立てること。																
略																	
基金の名称	設置の目的																
略																	
ふるさと城陽応援基金	ふるさと納税制度による市のまちづくりに対する寄附金 <u>及び企業版ふるさと納税制度による地域再生法（平成17年法律第24号）に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に必要な寄附金</u> を積み立てること。																
略																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

企業版ふるさと納税により得られた寄附金について、より計画的な活用のため基金積立を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2～8

略